

令和7年1月31日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課
(内藤 972-3871)

道路運送法違反に伴う行政処分（事業用自動車の使用停止）について

令和6年9月18日に大森営業所（名鉄バス株式会社に委託）において、営業運行中に扉を開けたまま走行した事案について、中部運輸局の監査を受け、本日、道路運送法違反により行政処分を受けました。

市民の皆さまやお客さまにご迷惑をお掛けし、信頼を大きく損ねることとなったことに対し深くお詫び申し上げます。

今後、輸送の安全確保に向けて、関係法令の厳守をはじめとする再発防止策を徹底し、厳正な運行管理を行ってまいります。

1 処分内容

事業用自動車の車両使用停止（大森営業所） 10日車（1両×10日間）

2 違反内容及び違反条項

主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

3 再発防止策

今回の事案を受け、全運転士に対し、基本動作を確実に行うよう、運行管理者による注意喚起や日々の点呼等で、指導を徹底しました。